

玉村町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
【第3版】

令和4年4月  
玉 村 町

## ■目次

1. 背景	2
(1) 背景	
(2) 「温室効果ガス」の基本的な考え方	
(3) 温室効果ガスの排出及び吸収の状況	
2. 基本的事項	5
(1) 目的	
(2) 対象とする施設の範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 施設別温室効果ガス排出量	
(3) 施設別エネルギー効率	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	11
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組み	12
(1) 取組み項目	
(2) 具体的な取組み内容	
6. 実行計画体制と進捗状況の公表	17

## 1. 背景

### (1) 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による自然災害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

玉村町においては、「ぐんま5つのゼロ宣言」と「群馬県地球温暖化対策実行計画」にそって、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進していくものとします。

## (2) 「温室効果ガス」の基本的な考え方

一般的に、地球温暖化対策実行計画事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に定められた下記の 7 種類の物質です。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる温室効果ガスは、三ふっ化窒素を除く 6 種類の物質となります（地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項）。

- ・ 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)
- ・ メタン (CH<sub>4</sub>)
- ・ 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・ パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・ 六フッ素硫黄 (SF<sub>6</sub>)
- ・ 三フッ素窒素 (NF<sub>3</sub>)

上記のうち、ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンは物質群の総称であり、地球温暖化対策推進法の対象となる具体的な個々の物質名は、地球温暖化対策推進法施行命令第一条（ハイドロフルオロカーボンたる 19 物質）及び第 2 条（パーフルオロカーボンたる 9 物質）に掲げられています。

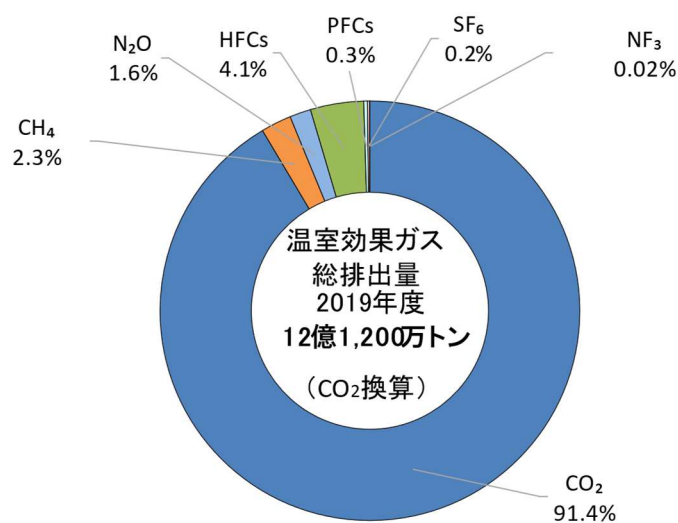
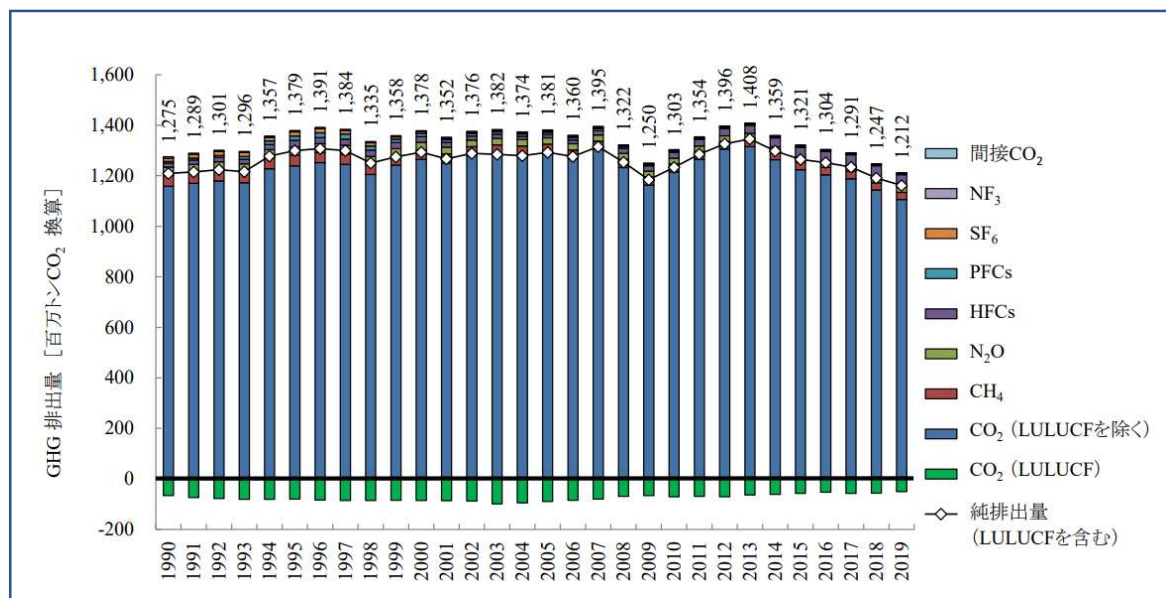


図 1 日本の各温室効果ガスの排出量シェア

(3) 温室効果ガスの排出及び吸収の状況

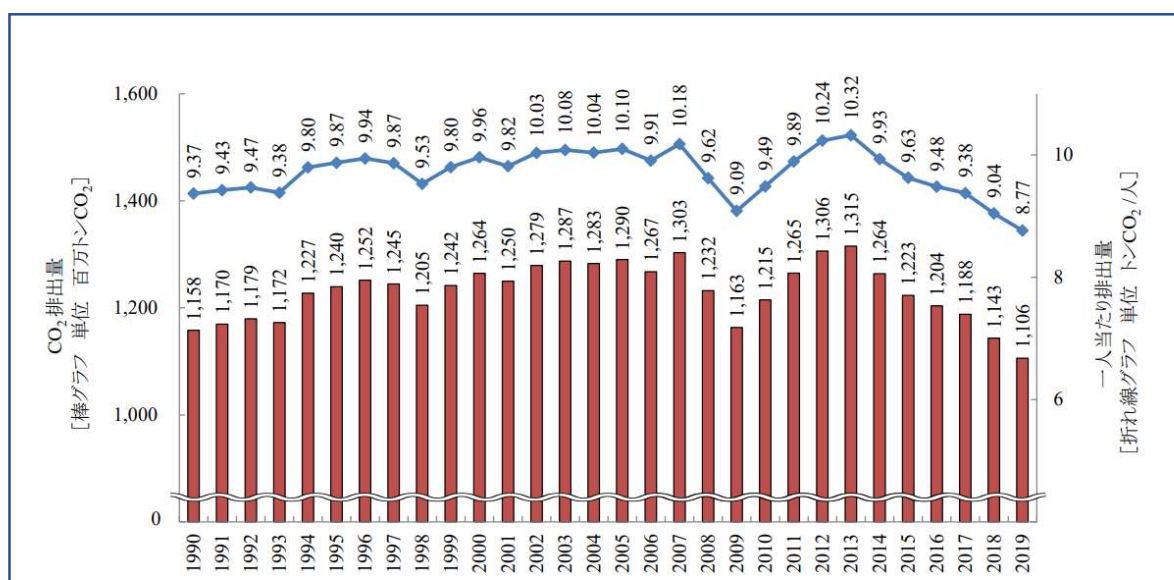
2019年度の日本の温室効果ガスの総排出量は12億1,200万トン（CO<sub>2</sub>換算）であり、1990年度の総排出量から4.9%の減少となっています。



(出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021年)

図2 日本の温室効果ガス排出量及び吸収量の推移

また、2019年度の1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量は8.77トンとなっています。1990年度と比べ6.4%の減少、前年度と比べると3.1%の減少です。



(出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021年)

図3 CO<sub>2</sub>総排出量及び1人当たりCO<sub>2</sub>排出量の推移

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【第3版】（以下「玉村町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、玉村町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする施設の範囲

玉村町事務事業編の管理範囲は、下記の33施設とします。

1	玉村町役場	総務課	20	玉村小学校	学校教育課
2	老人福祉センター	健康福祉課	21	南小学校	
3	まちなか交流館	企画課	22	芝根小学校	
4	ふるハート交流館		23	中央小学校	
5	クリーンセンター	環境安全課	24	上陽小学校	
6	玉村消防署		25	玉村中学校	
7	道の駅玉村宿	経済産業課	26	南中学校	
8	勤労者センター		27	学校給食センター	
9	北部公園	都市建設課	28	玉村幼稚園	
10	第一保育所	子ども育成課	29	文化センター	
11	第二保育所		30	文化財整理室	
12	第三保育所		31	社会体育館	
13	第四保育所		32	B&G 海洋センター	
14	第五保育所		33	総合運動公園	
15	南児童館				
16	健康の森児童館				
17	中央児童館				
18	西児童館				
19	上陽児童館				

### (3) 対象とする温室効果ガス

玉村町は下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院を保有しないため、CH<sub>4</sub>やN<sub>2</sub>O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、玉村町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

(4) 計画期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度末）までを計画期間とします。また、玉村町環境基本計画の見直しに合わせ、令和 7 年度（2025 年度）計画の見直しを行います。

項目	年 度								
	2013	…	2022	2023	2024	2025	…	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 策定			計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→						

図 4 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

玉村町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び玉村町総合計画に即して策定します。

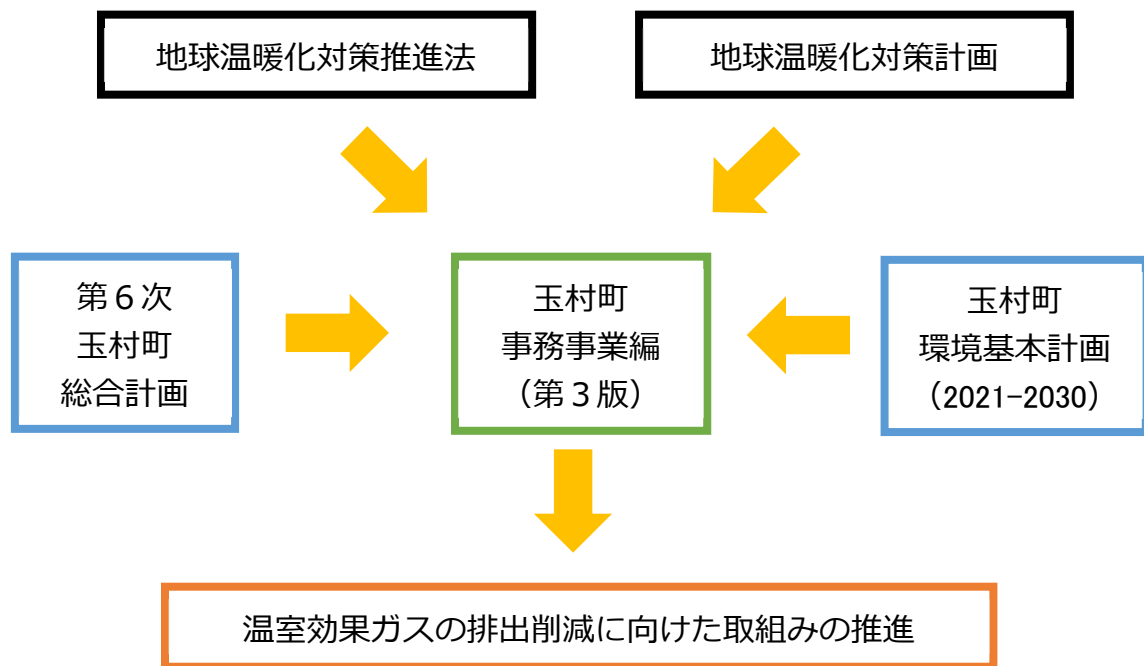


図 5 玉村町事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

玉村町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、3,729t-CO<sub>2</sub>と推定されます。この値は2018年度、2019年度の対象施設で使用された全エネルギーデータ（電気・ガソリン・軽油・灯油・LPガス・A重油）からの算出値です。そのため、クリーンセンターでの焼却に起因する温室効果ガスについては含まないものとします。（2020年度は感染症対策の影響があるため、推測値算出データから除外しています。）

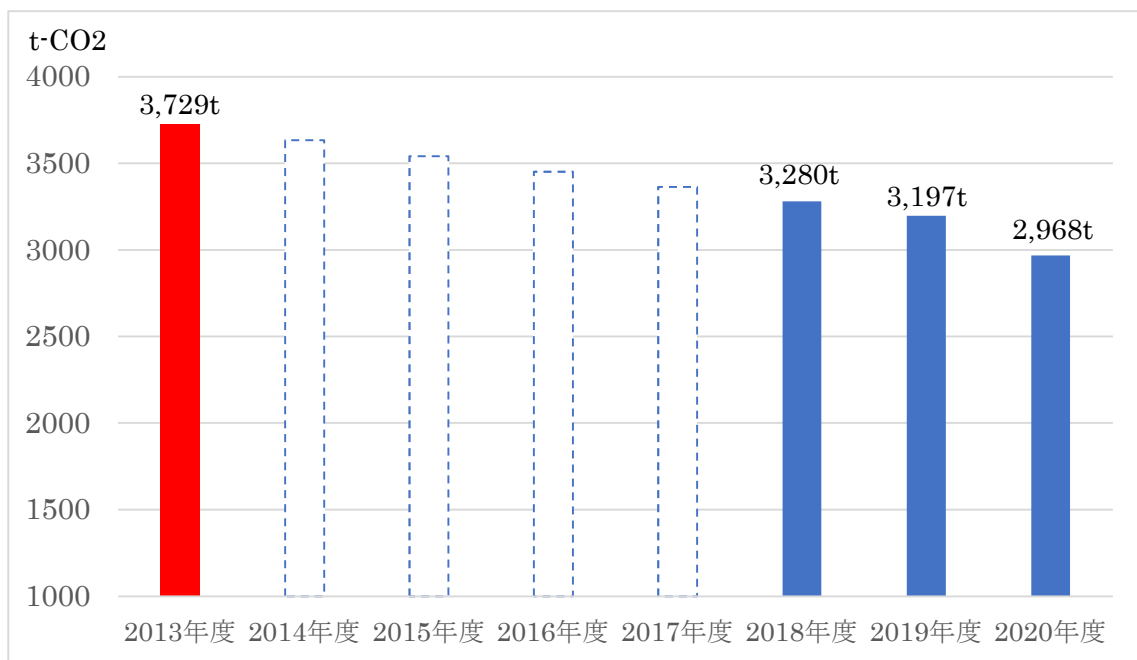


図 6 玉村町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



## (2) 施設別温室効果ガス排出量

施設別では、下記の通りの温室効果ガスの排出結果となっています(2018年、2019年度の平均値より)

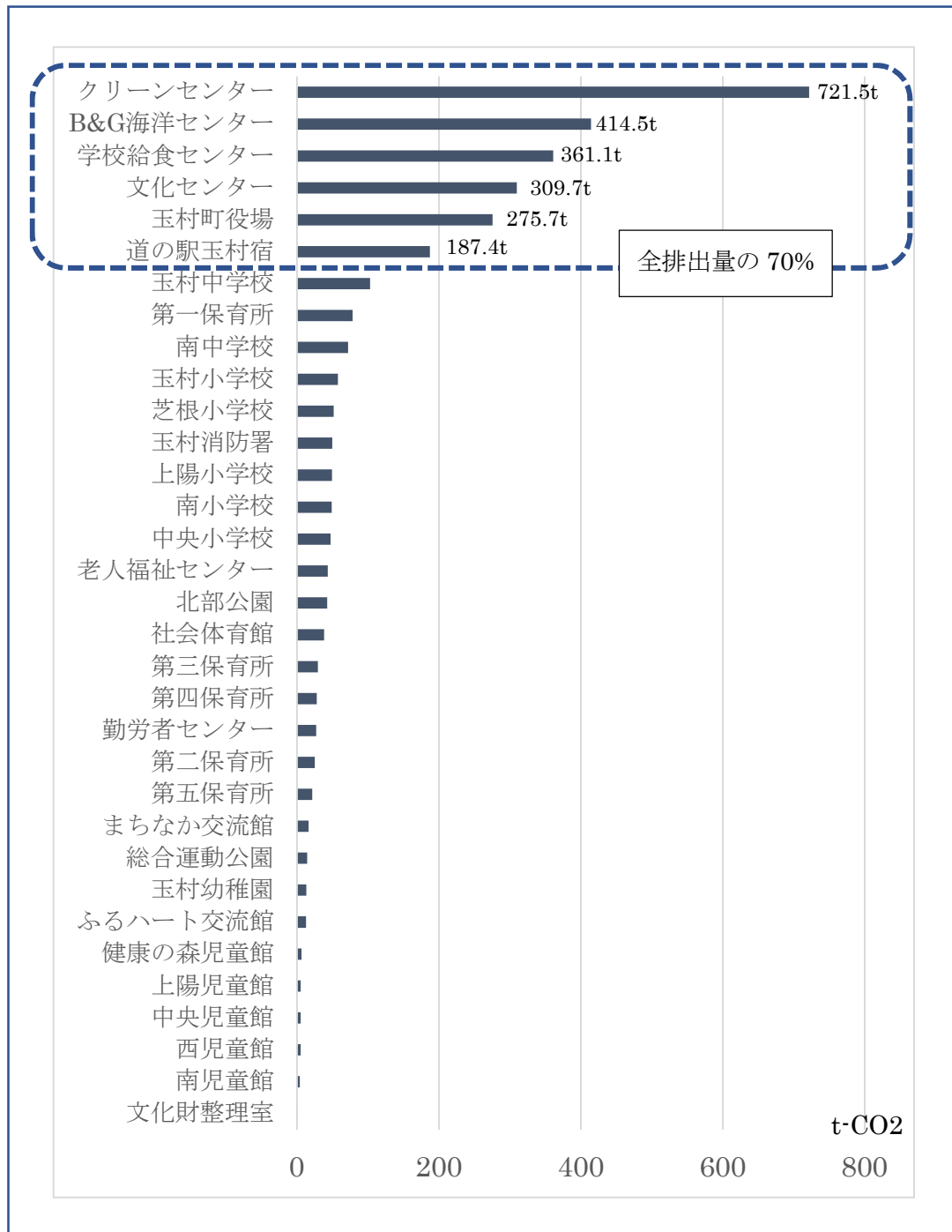


図 7 玉村町の事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」の施設別グラフ

全排出量の70%以上が、6つの施設から排出される結果となっています。

### (3) 施設別エネルギー効率

施設毎のエネルギー使用量 (MJ 換算値) を、原単位を延床面積 (m<sup>2</sup>) とした「エネルギー効率」の状況は、下記の通りとなっています。

No	施設名称	延床面積 m <sup>2</sup>	エネルギー量 MJ	エネルギー効率 MJ/m <sup>2</sup>
1	玉村町役場	4312	5,607,514	1,300
2	老人福祉センター	1400	902,355	645
3	まちなか交流館	609	352,400	579
4	ふるハート交流館	508	274,504	540
5	クリーンセンター	3352	15,420,964	4,601
6	玉村消防署	770	896,617	1,164
7	道の駅玉村宿	989	4,041,682	4,087
8	勤労者センター	778	508,211	653
9	北部公園	304	848,317	2,791
10	第一保育所	1614	1,678,630	1,040
11	第二保育所	828	477,258	576
12	第三保育所	823	612,445	744
13	第四保育所	1399	560,240	400
14	第五保育所	578	425,675	736
15	南児童館	348	68,934	198
16	健康の森児童館	281	125,916	448
17	中央児童館	284	100,353	353
18	西児童館	250	101,420	406
19	上陽児童館	284	69,873	246
20	玉村小学校	7267	1,090,900	150
21	南小学校	5969	1,019,780	171
22	芝根小学校	1849	1,046,197	566
23	中央小学校	6409	937,470	146
24	上陽小学校	5457	995,871	182
25	玉村中学校	10161	2,323,921	229
26	南中学校	9760	1,476,066	151
27	学校給食センター	1792	6,344,153	3,540
28	玉村幼稚園	1115	236,613	212
29	文化センター	7252	6,622,755	913
30	文化財整理室	602	8,426	14
31	社会体育館	3607	783,020	217
32	B&G海洋センター	1749	7,601,704	4,346
33	総合運動公園	246	259,963	1,057

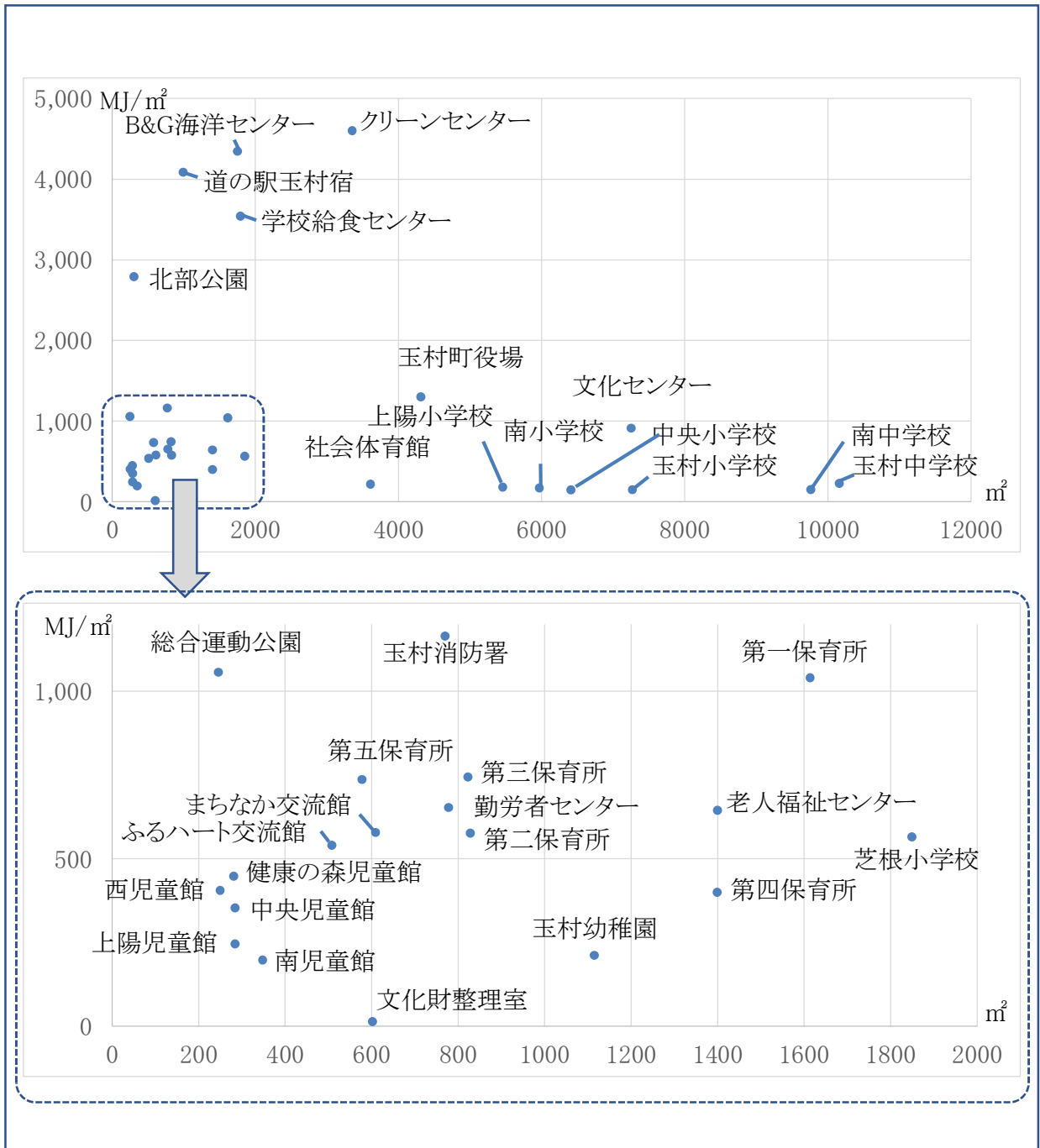


図 8 玉村町のエネルギー効率グラフ

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、玉村町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で40%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	3,729t-CO <sub>2</sub>	2,238t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガスの削減率	—	40%

なお、基準年度の排出量は、2018～2020年度実測値からの推測値です。

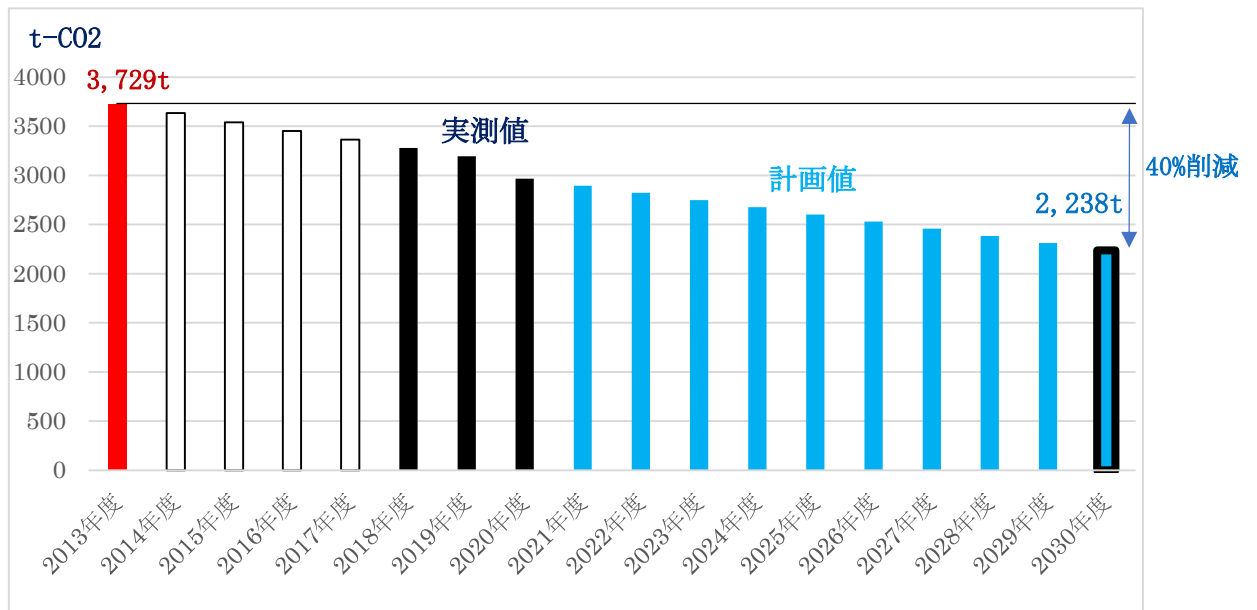


図 9 温室効果ガスの削減目標

目標年度における温室効果ガス削減率40%を達成するためには、年平均約2.8%の削減を実現する必要があります。

なお、年平均約2.8%の温室効果ガス削減率実現のために、玉村町役場においては、照明のLED化をはじめとした設備改修、及び2021年度中に100kW相当の再生可能エネルギー（太陽光パネル）の導入を行います(2022年度より運用)

## 5. 目標達成に向けた取組み

### (1) 取組み項目

玉村町役場では、目標年度における温室効果ガス削減の実現に向け下記 8 項目の取組みを行います。

- ① 太陽光発電システム（太陽光パネル）の導入
- ② 省エネルギー
- ③ 省資源（用紙類の使用量削減）
- ④ 節水、水の効率的利用
- ⑤ 廃棄物の排出抑制
- ⑥ 交通に伴う環境負荷低減
- ⑦ 緑資源の増加に伴う二酸化炭素吸収源の増加
- ⑧ 公共事業での環境配慮

## (2) 具体的な取組み内容

### ① 太陽光発電システム（太陽光パネル）の導入検討

玉村町における年間温室効果ガスの削減をより確実なものにするため、玉村町役場庁舎以外の管理施設についても、再生可能エネルギー（太陽光パネル）の導入を検討します。導入を検討する太陽光パネルは下記の表の通りとすることで、他の取組みとして年平均1%の温室効果ガス削減率を実現すれば達成が可能となります。

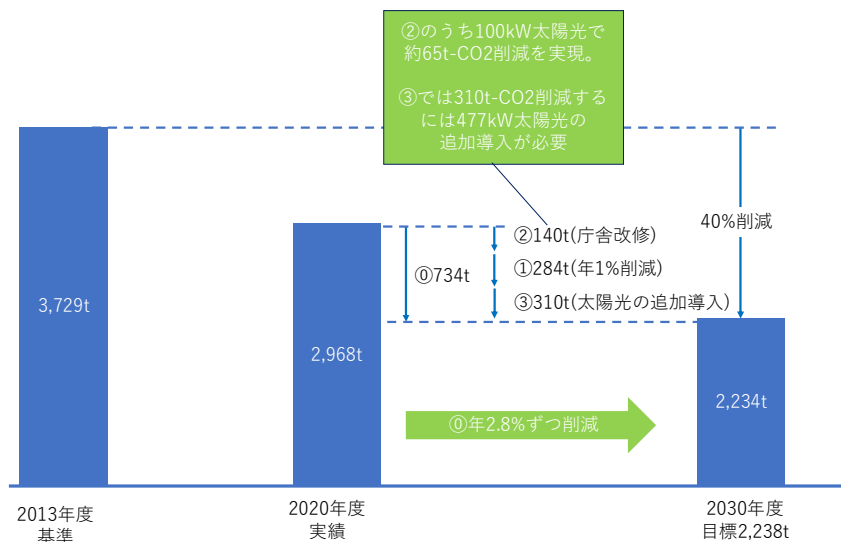


図 10 太陽光発電システムの導入検討

項目	②2.8%削減時	①1%削減時	②役場庁舎改修分	③太陽光パネル導入による削減量目標	導入太陽光パネル累積量
単位	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	kW
2020年度	2,968	2,968	0	-	-
2021年度	2,885	2,938	0	-	-
2022年度	2,804	2,909	140	-35	-
2023年度	2,726	2,880	140	14	22
2024年度	2,649	2,851	140	62	95
2025年度	2,575	2,823	140	107	165
2026年度	2,503	2,794	140	151	233
2027年度	2,433	2,766	140	193	298
2028年度	2,365	2,739	140	234	360
2029年度	2,299	2,711	140	273	420
2030年度	2,234	2,684	140	310	477

玉村町は、今後も継続して再生可能エネルギーの導入検討を行っていくものとします。

## ② 省エネルギー

- ・事務室の照明は、昼休み、残業時には不必要なものは消灯する。
- ・ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなどの照明は消灯し、使用時のみ点灯する。
- ・冷暖房の温度設定は、冷房28度以上、暖房20度以下とする。
- ・特に春・秋等においては、外気を導入し、冷暖房の利用を控える。
- ・離席時や着席していても長時間使用しない場合は、必ずノートパソコンの蓋を閉じる。
- ・退庁時は、パソコン、プリンター等の主電源(コンセント)を切り、待機時消費電力を削減する。
- ・職員はエレベーターの使用を控え、階段利用を励行する。
- ・クールビズ・ウォームビズの励行
- ・休日のエレベーターの使用を抑制する。(選挙事務等特別な日は除く)
- ・電気製品は極力台数を整理し、必要最低限の使用に努める。
- ・LED照明化の推進及び蛍光灯を省エネタイプへ変更
- ・太陽光発電システムや蓄電池システムなどの導入を推進する。
- ・屋外照明の適正使用

省エネルギーに関しては、玉村町主要管理施設への、エネルギーマネジメントシステム(EMS)導入による“温室効果ガス削減状況の見える化”の検討を行うものとします。

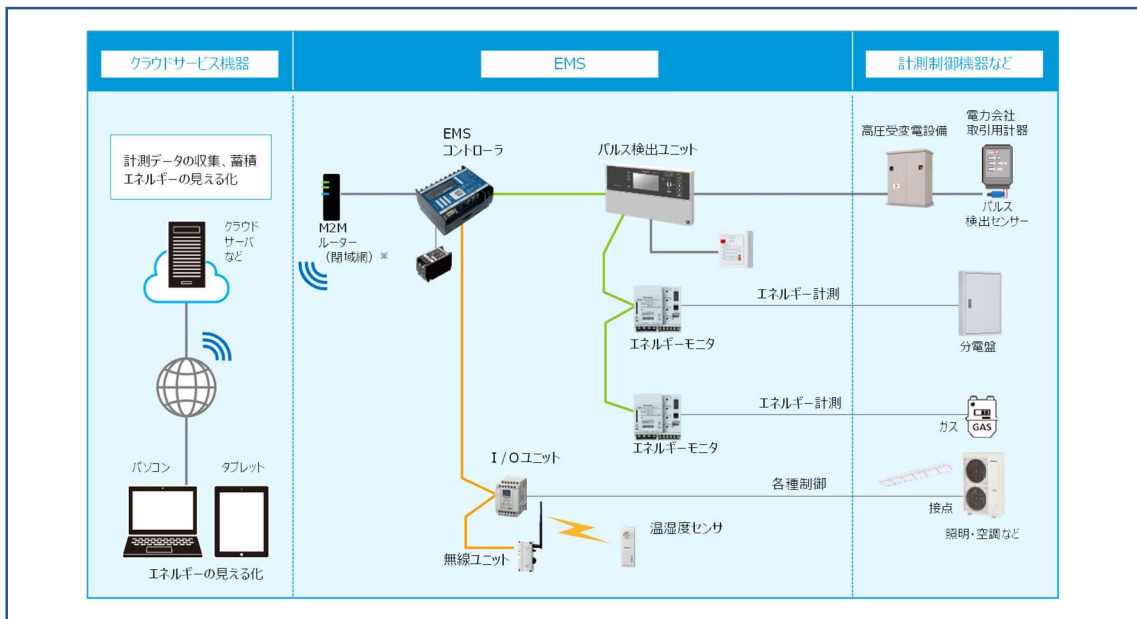


図 11 EMS 構成について

特に管理が必要な主要管理施設 (CO2 排出量の 70%を占める 6 施設) においては、当該システムを導入し、各施設のエネルギー使用状況を自動計測・集計し、温室効果ガスの削減状況を見える化することにより、温室効果ガスの削減をより確実なものとしていく検討を行います。

③ 省資源（用紙類の使用量削減）

- ・庁舎向けの資料等は、庁内LANに掲載する等により、極力印刷やコピーを抑える。
- ・会議等における資料は、できるだけ簡素化をはかる。
- ・町民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載するなどして、冊子等の作成は必要最低限の量になるようにする。
- ・コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認する。
- ・プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷を励行する。
- ・資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。（ファイリングシステム）委託業務等における納品は、電子納品を励行する。

④ 節水、水の効率的利用

- ・手洗い時、トイレ使用時、洗物において、日常的に節水を励行する。
- ・公用車の洗車を最低限に留め、洗車する場合は節水を励行する。
- ・漏水がないか定期点検に努める。
- ・節水について、トイレ等に掲示するなどして、来庁者・施設利用者へ節水への協力を要請する。

⑤ 廃棄物の排出抑制

- ・使い捨て製品（割りばし、紙コップ）の使用や購入を抑制する。
- ・製品カタログ等については分別し、リサイクルに回す。
- ・再利用可能な物又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。
- ・グリーン購入の推進を図り、購入率を向上させる。
- ・納入業者・委託業者等への納品の際の梱包、包装資材等の削減・引取りを要請する。
- ・来庁者、施設利用者が利用しやすい古着リサイクルボックスを設置し、リサイクルを呼びかける。
- ・コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。

⑥ 交通に伴う環境負荷低減

- ・アイドリングストップ等運転方法（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等）を励行する。
- ・近距離の用務には公用車を利用せず、極力公用自転車の利用や徒歩を励行する。
- ・公用車の、電気自動車（EV）への代替を進める。



⑦ 緑資源の増加に伴う二酸化炭素吸収源の増加

- ・花壇を充実させる。
- ・産業祭において苗木を配布する。
- ・地域の要望を踏まえた街路樹の整備を行う。

⑧ 公共事業での環境配慮

- ・クリーンセンター適正運転を維持する。
- ・公共下水道における普及率・水洗化率の向上を図る。  
下水道普及率 86.0% (令和2年度末現在)
- ・歩道舗装は透水性舗装を行う。
- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努める。

## 6. 実行計画体制と進捗状況の公表

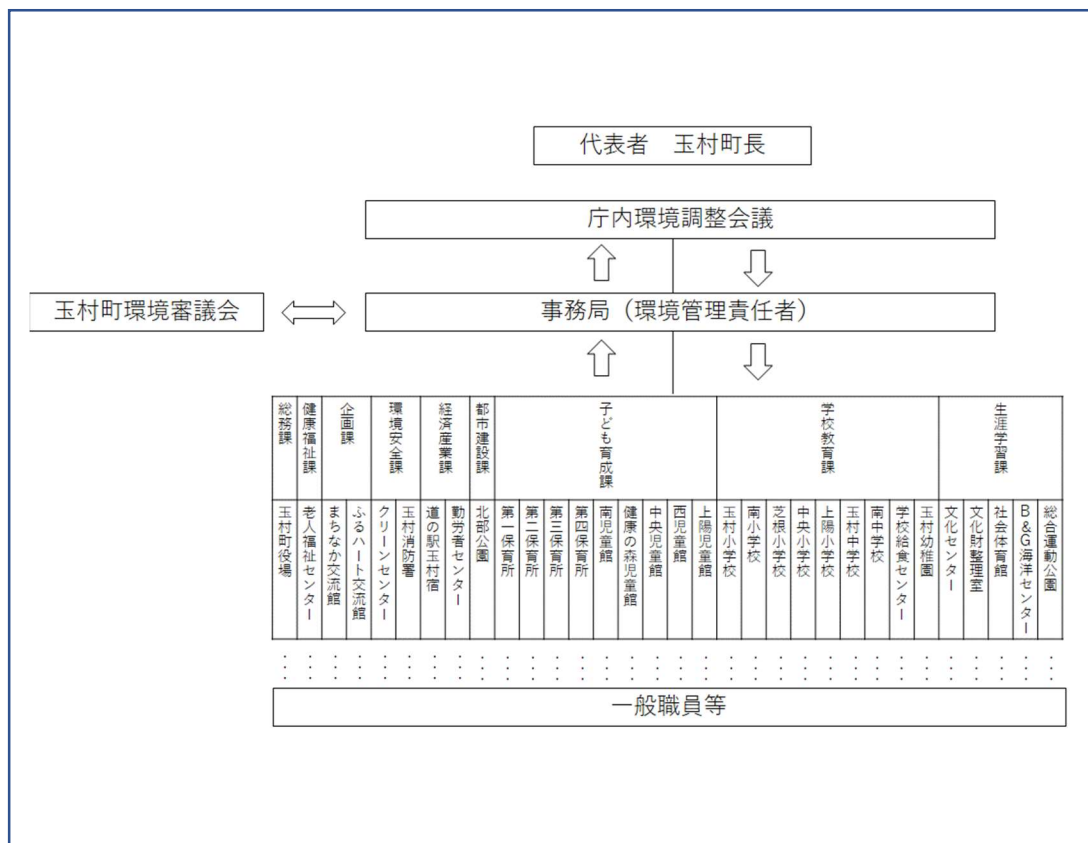
当町では、「玉村町環境基本計画（2021-2030）」で示す通り、「玉村町環境基本計画P D C A」を構築し、下記のPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4サイクルを繰り返すことによって点検・評価・見直しを行うこととします。また、毎年の取組みに対するP D C Aを繰り返すとともに、玉村町事務事業編の見直しに向けた活動を継続して推進します。



毎年のP D C Aイメージ  
（玉村町環境基本計画（2021-2030）より引用）

① 実施体制の構築 (Plan)

当町では、計画実施体制を下記の通り構築し、取組み結果の評価・見直しを行うため以下のように役割を定めています。



② 教育・訓練の実施

担当各課では、公害防止・廃棄物管理・化学物質の管理等の専門業務に従事する構成員に対して教育・訓練を実施します。また、専門的な業務に従事する構成員に対して、資格教育、職務経歴などにより、予め職務能力を保有させます。

③ 実施及び運用 (Do)

- a) 当町は、環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組みを実施します。
- b) 当町は、環境活動計画の実施・運用に当たって必要な場合は、業務手順書に運用基準を定めます。また、必要な場合は業務委託先や取引先等に対して、運用基準への協力を要請します。

④ 取組み状況の確認及び評価(Check)

- a) 当町は、下記に掲げる方法で、中間年度及び最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。
- ・各課は、毎年度末に環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、事務局に報告します
  - ・事務局は、各課からの環境事業評価を庁内会議等に諮り、次年度の課題を明確にするとともに、翌年度以降、重点に実施する事業を決定し、玉村町環境審議会に報告します。
  - ・全体的な取り組みについては、目標達成に向けた課題の整理と取り組み内容の見直し・改善を必要に応じて行います。
  - ・地域住民等から役場施設に対する環境への苦情に関する状況は、事務局が庁内環境調整会議において報告します。
  - ・これらの情報は、事務局が庁内環境調整会議議事録にまとめます。
- b) 当町が使用する設備・機器類は、各担当課に保全係を設け、定期的に点検及びメンテナンスを行います。その状況は保守管理シートに記録し、必要な場合には管理する課から事務局へ報告します。該当する設備・機器類は、以下に掲げます。
- ・ボイラー（燃焼効率・排煙成分）
  - ・重油タンク・灯油タンク（漏洩の有無）
  - ・自動車（オイル・タイヤ・ブレーキ）
  - ・浄化槽施設（排水処理能力・処理水の水質）

⑤ 点検結果の公表(Act)

- a) 当町は、年1回「環境活動レポート」を作成し、次の方法等により公表します。
- ・町ホームページへの掲載
  - ・環境安全課窓口での閲覧実施
- b) 庁内の環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システム及び環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を次の通り定めます。
- ・町長及び環境管理責任者からの情報伝達：年1回庁内環境調整会議による各責任者への伝達は庁内LANの掲示板等により実施します。
  - ・部門及び階層間の情報伝達と改善提案：年1回庁内環境調整会議及び庁内LANの掲示板等により実施します。

⑥ 全体の評価と見直し

当町では、年1回取組み状況の評価と必要に応じた見直しを以下のようにして行います。なお、計画の最終年度である令和12年度に最終評価を行い、設定した目標の達成状

況を把握し、目指すべき方向性を見出し、次の計画づくりに生かしていきます。

- a) 町長は、庁内環境調整会議において全体の取組み状況を評価し、全般的な見直しを実施します。
- b) 環境管理責任者は、上記の見直しのために、環境方針、環境目標の実施状況をはじめ実施状況に関する情報を町長に報告します。
- c) 町長は、評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画等について変更の必要性の有無を判断し、必要な指示を環境管理責任者に行います。
- d) 環境管理責任者は、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。また、全体の評価と見直し結果を庁内環境調整会議議事録として記録します。

以上